

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、 医療機関等での支払いが不要になります



令和7年6月30日時点

【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

（１）・（２）の両方に該当する方

（１）災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の 保険者に加入されている方

対象保険者（富山県）

富山市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合、
全国健康保険協会（協会けんぽ）
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は
各組合にお問い合わせください。）

（２）次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、**原則として猶予（免除）証明書を提示することにより**医療保険の
窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱い**は原則として令和6年12
月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予（免
除）証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、猶予（免除）を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末まで**

**上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予
（免除）証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。）**

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められるこ
とはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払
いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。